

**クラウドバンク匿名組合約款**  
**変更の概要及び新旧対照表（平成 27 年 11 月 18 日付改定）**

**(1) 変更の概要**

用語の定義を整理し、又、匿名組合営業者であるクラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社が貸金業者となったことから本事業の内容として営業者による貸付を追加するとともに、営業者の分別管理の方法を明記したものであります。

**(2) 新旧対照表**

変更箇所には下線を付しております。

変更前	変更後
<p>第2条 (定義)</p> <p>この約款中の以下の用語は、それぞれ以下の意味を有するものとします。</p> <p>(1) 「責任財産」とは、<u>第20条第1項における意味を有します。</u></p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(4) 「出資比率（投資ポジション毎）」<u>各対象匿名組合員及び本匿名組合に関連する、ある特定の投資ポジションについて、ある算定時点における、(i)対象匿名組合の当該投資ポジションに対する出資合計額（出資金の返還（返還とみなされるものを含まず。）又は損失の分配（その後、利益の分配により補填されたものを除きます。）があった場合は、その返還又は分配後の金額とします。）を分母とし、(ii)当該算定時点までに当該対象匿名組合員が当該投資ポジションに対して出資した出資金（出資金の返還（返還とみなされるものを含まず。）又は損失の分配（その後、利益の分配により補填されたものを除きます。）があった場合は、その返還後の金額とします。）を分子とする比率。</u></p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>この約款中の以下の用語は、それぞれ以下の意味を有するものとします。</p> <p>(1) 「責任財産」とは、<u>本営業者が本事業に基づき取得し又は受け入れた財産、その他本事業に関して取得し又は受け入れた財産をいいます。</u></p> <p>(2)・(3) (変更なし)</p> <p>(4) 「出資比率（投資ポジション毎）」とは、<u>各対象匿名組合員及び本匿名組合に関連する、ある特定の投資ポジションについて、ある算定時点における、(i)対象匿名組合の当該投資ポジションに対する出資合計額（出資金の返還（返還とみなされるものを含まず。）又は損失の分配（その後、利益の分配により補填されたものを除きます。）があった場合は、その返還又は分配後の金額とします。）を分母とし、(ii)当該算定時点までに当該対象匿名組合員が当該投資ポジションに対して出資した出資金（出資金の返還（返還とみなされるものを含まず。）又は損失の分配（その後、利益の分配により補填されたものを除きます。）があった場合は、その返還後の金額とします。）を分子とする比率をいいます。</u></p> <p>(5) 「借入希望者」とは、<u>本事業の遂行のために当社が本営業者として貸付を行う場合に、当該貸付を受けることを希望する者をいいます。</u></p>

変更前	変更後
<p>(5) 「対象債権」とは、本事業の遂行のために本営業者により取得される貸付債権（<u>売掛債権を含む。以下同じとします。</u>）をいいます。</p> <p>(6)・(7) (省 略)</p> <p>(8) 「投資タイプ」とは、本事業を目的とした当社を営業者とする匿名組合において取得される<u>貸付債権の</u>類型をいいます。投資タイプは、対象債権に係る貸付の対象、担保及び保証の有無並びにその他の要素により類型化されます。</p> <p>(9) 「投資ポジション」とは、投資タイプによって類型化された、本事業を目的とした当社を営業者とする匿名組合において取得される<u>貸付債権のうち、更に、本匿名組合による投資開始日及び投資期間の組み合わせにより</u>類型化される貸付債権をいいます。</p> <p>(10) 「匿名組合権利等」とは、<u>第21条第1項における意味を有します。</u></p> <p>(11) (省 略)</p>	<p>す。「借入希望者」には当社及び日本クラウド証券株式会社は含まれませんが、当社が所属する企業集団の内外に組成される者（特別目的事業体を含みます。）を含むものとし<u>ます。</u></p> <p>(6) 「譲渡希望者」とは、本事業の遂行のために当社が本営業者として貸付債権（<u>売掛債権を含みます。以下同じとします。</u>）の第三者からの取得を行う場合に、当該貸付債権を本営業者としての当社に対して譲渡することを希望する者をいいます。「譲渡希望者」には当社及び日本クラウド証券株式会社は含まれませんが、当社が所属する企業集団の内外に組成される者（特別目的事業体を含みます。）を含むものとし<u>ます。</u></p> <p>(7) 「対象債権」とは、本事業の遂行のために、<u>(i)本営業者が本件借入人に対して実行した貸付に基づく貸付債権又は(ii)本営業者によって第三者から取得される貸付債権を</u>いいます。</p> <p>(8)・(9) (変更なし)</p> <p>(10) 「投資タイプ」とは、本事業を目的とした当社を営業者とする匿名組合において取得される<u>対象債権の</u>類型をいいます。投資タイプは、対象債権に係る貸付の対象、担保及び保証の有無並びにその他の要素により類型化されます。</p> <p>(11) 「投資ポジション」とは、投資タイプによって類型化された、本事業を目的とした当社を営業者とする匿名組合において取得される<u>対象債権のうち、更に、本匿名組合による投資開始日及び投資期間の組み合わせにより</u>類型化される対象債権をいいます。</p> <p>(12) 「匿名組合権利等」とは、<u>本契約に基づく匿名組合員たる契約上の地位又は本契約に基づく権利及び義務を</u>いいます。</p> <p>(13) (変更なし)</p>

変更前	変更後
<p>(12) 「分配利益額（投資ポジション毎）」とは、第13条第3項における意味を有します。</p> <p>(13)～(16) (省 略)</p> <p>(17) 「本事業」とは、第6条第1項における意味を有します。</p> <p>(18)～(22) (省 略)</p> <p>(23) 「募集期間（投資ポジション毎）」とは、本契約に関連する投資ポジション毎の募集期間をいいます。</p>	<p>(14) 「分配利益額（投資ポジション毎）」とは、第13条第4項における意味を有します。</p> <p>(15)～(18) (変更なし)</p> <p>(19) 「本事業」とは、<u>対象債権から生じる利息及び遅延損害金収入、対象債権の売却による収入並びにその他これらの対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業をいいます。</u></p> <p>(20)～(24) (変更なし)</p> <p>(25) 「募集期間（投資ポジション毎）」とは、本契約に関連する投資ポジション毎に設定された募集期間をいいます。</p> <p>(26) 「払込期日（投資ポジション毎）」とは、本契約に関連する投資ポジション毎に設定された募集期日又は本匿名組合員により出資の申込みがなされた金額が当該投資ポジションの目標金額に至った日のいずれか早い日の翌営業日をいいます。</p>
<p>第6条 (本事業)</p> <p>1. 営業者は、本契約に従い、その裁量に基づき、<u>本営業者が第三者より取得する貸付債権または売掛債権から生じる利息及び遅延損害金収入、これらの貸付債権の売却による収入並びにその他これらの貸付債権から生じる収益を確保することを目的とした事業（以下「本事業」といいます。）</u>を営むものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲については、第7条に基づき本匿名組合員が選択及び追加した投資ポジションに属する<u>貸付債権</u>から生じる収益を確保することを目的とした事業の範囲とします。但し、第8条第2項に基づき、営業者が本匿名組合員が選択又は追加した投資ポジション<u>以外の投資ポジション（投資タイプを異にするものを含む。）</u>に含まれる貸付を実行し、又は貸付債権を譲り受ける場合、かかる<u>貸付又は貸付債権に係る投資ポジションに属する貸付債権</u>から生じる収益を確保することも、本</p>	<p>第6条 (本事業)</p> <p>1. <u>本</u>営業者は、本契約に従い、その裁量に基づき、本事業を営むものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲については、第7条に基づき本匿名組合員が選択及び追加した投資ポジションに属する<u>対象債権</u>から生じる収益を確保することを目的とした事業の範囲とします。但し、第9条第2項に基づき、営業者が、<u>本匿名組合員が選択又は追加した投資ポジションとは投資タイプを異にする対象債権</u>を取得する場合、かかる<u>対象債権</u>から生じる収益を確保することも、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲とします。</p>

変更前	変更後
<p>匿名組合との関連で行う本事業の範囲とする。</p> <p>3. (省 略)</p> <p>4. (省 略)</p> <p>5. 本匿名組合員は、出資金を含む本財産の一切について所有権その他の権利を持たないものとします。また、本匿名組合員は、第13条各項及び第14条に従い損益の分配を受け又は分配金の支払いを受ける<u>ほか</u>は、本事業から得られる収益及び費用について、いかなる権利又は持分ももたないものとします。</p> <p>第8条 (出資)</p> <p>1. 本契約に基づく出資金の募集は、日本クラウド証券を通じて本契約に関連する投資ポジション毎に行います。募集期間(投資ポジション毎)は、<u>当該投資ポジションの開始月として本営業者が別途定める暦月の1日から月末までの1カ月間</u>とします。</p> <p>2. 本匿名組合員が、日本クラウド証券に対して募集期間(投資ポジション毎)において、<u>当該募集期間(投資ポジション毎)に関連する投資ポジションへの出資の申込みを行った場合</u>、本匿名組合員は、当該募集において日本クラウド証券が定める出資金の払込みを行います。</p> <p>3. 前項に基づく出資金の払込みは、<u>本契約に関連する投資ポジション毎に、本匿名組合員が当該投資ポジションへの投資を申し込んだ日から5営業日以内に、日本クラウド証券を通じて、本口座からの引き落としにより行われるものとします。当該投資ポジションに関連する募集期間(投資ポジション毎)の末日から5営業日以内に</u>出資金の払込みが履行されない場合、本匿名組合員による当該募集期間(投資ポジション毎)に関連する投資ポジションへの出資の申込みは自動的に効力を失い、本匿名組合員は当該投資ポジションへの出資を行うことができません。</p> <p>4. (省 略)</p>	<p>3. (変更なし)</p> <p>4. (変更なし)</p> <p>5. 本匿名組合員は、出資金を含む本財産の一切について所有権その他の権利を持たないものとします。また、本匿名組合員は、第13条各項及び第14条に従い損益の分配を受け又は分配金の支払いを受ける<u>他</u>は、本事業から得られる収益及び費用について、いかなる権利又は持分ももたないものとします。</p> <p>第8条 (出資)</p> <p>1. 本契約に基づく出資の募集は、日本クラウド証券を通じて本契約に関連する投資ポジション毎に行います。募集期間(投資ポジション毎)は、本営業者が当該投資ポジション毎に別途定める<u>3か月以内の任意の期間</u>とします。</p> <p>2. 本匿名組合員が、日本クラウド証券に対して募集期間(投資ポジション毎)において、当該投資ポジションへの出資の申込みを行った場合、本匿名組合員は、当該募集において日本クラウド証券が定める出資金の払込みを行います。</p> <p>3. 前項に基づく出資金の払込みは、<u>払込期日(投資ポジション毎)において、日本クラウド証券を通じて、本口座からの引き落としにより行われるものとします。払込期日(投資ポジション毎)において出資金の払込みが履行されない場合</u>、本匿名組合員による当該募集期間(投資ポジション毎)に関連する投資ポジションへの出資の申込みは自動的に効力を失い、本匿名組合員は当該投資ポジションへの出資を行うことができません。</p> <p>4. (変更なし)</p>

変更前	変更後
<p>第9条 (事業の遂行)</p> <p>1. <u>日本クラウド証券又は当社が認める第三者である国内外の貸金業者</u> (以下、総称して「<u>提携貸金業者等</u>」といいます。) は、<u>当社への貸付債権の譲渡を前提として、募集期間 (投資ポジション毎) 中、前条に基づく出資金の受付と併行して、当該募集期間 (投資ポジション毎) に関連する投資ポジションに合致する貸付の借入希望者又は当該投資ポジションに合致する貸付債権の譲渡希望者を発掘するものとします。</u> 当該投資ポジションに合致し又は近似する借入希望条件を提示する借入希望者又は譲渡希望者が選定された場合であってそれらの希望する金額を充足する出資金が組成されている場合には、募集期間 (投資ポジション毎) 中又は終了後、<u>当社は、提携貸金業者等が当該借入希望者に対して貸付を実行した後、これにかかる貸付債権を当該提携貸金業者等から譲り受け、または、当該提携貸金業者が発掘した譲渡希望者から貸付債権を譲り受けるものとします。</u></p> <p>2. 本営業者は、提携貸金業者による借入希望者及び譲渡希望者の発掘状況を踏まえ、その裁量により、<u>本匿名組合員が選択した投資ポジション以外の投資ポジション (投資タイプを異にするものを含む。)</u> に含まれる貸付債権を当該提携貸金業者又は譲渡希望者から譲り受けることができるものとし、本匿名組合員は予めこれを異議なく承諾するものとし、本営業者は、本匿名組合員が選択した投資ポジションに含まれる貸付債権を主として譲り受けるものとし、<u>ただし、当該貸付債権の譲り受けの取引は、債権管理回収業に関する特別措置法 (平成十年十月十六日法律第百二十六号) 第2条第2項に定める「債権管理回収業」に該当するものを含まないものとします。</u></p> <p>3. 本営業者は、本匿名組合員が選択した投資ポージ</p>	<p>第9条 (事業の遂行)</p> <p>1. <u>当社又は当社が認める第三者であって当社と提携する国内外の貸金業者又は金融機関</u> (以下「<u>提携貸金業者等</u>」といいます。) は、募集期間 (投資ポジション毎) 中、前条に基づく出資金の受付と併行して、当該募集期間 (投資ポジション毎) に関連する投資ポジションに合致する貸付の借入希望者又は当該投資ポジションに合致する貸付債権の譲渡希望者を発掘する<u>努力を行います。</u> 当該投資ポジションに合致し又は近似する借入希望条件を提示する借入希望者又は譲渡希望者が選定された場合であって、<u>それらの希望する金額を充足する出資金が組成されている場合には、募集期間 (投資ポジション毎) 終了後、(i) 当社は当該借入希望者に対して貸付を実行し、(ii) 提携貸金業者等は当該借入希望者に対して実行した貸付に基づく貸付債権を当社に譲渡し、又は(iii) 当社若しくは当該提携貸金業者が発掘した譲渡希望者から貸付債権を譲り受けるものとします。</u></p> <p>2. 本営業者は、提携貸金業者による借入希望者及び譲渡希望者の発掘状況を踏まえ、その裁量により、<u>お客様が本匿名組合契約に基づき本営業者に出資した出資金の2分の1未満の額を、本匿名組合員が選択した投資ポジションとは投資タイプを異にする貸付を実行し又は貸付債権を当該提携貸金業者若しくは譲渡希望者から譲り受けることができるものとし、本匿名組合員は予めこれを異議なく承諾するものとし、本営業者は、主として本匿名組合員が選択した投資ポジションに含まれる借入希望者に貸付け、又は貸付債権を譲り受けるものとします。ただし、当該貸付債権の譲り受けの取引は、債権管理回収業に関する特別措置法 (平成10年法律第126号、その後の改正を含みます。) 第2条第2項に定める「債権管理回収業」に該当するものを含まないものとします。</u></p> <p>3. 本営業者は、本匿名組合員が選択した投資ポージ</p>

変更前	変更後
<p>ョンに合致する貸付債権の譲受けを実現するため、異なる複数の匿名組合（対象匿名組合を含むが、これに限定されない。）における営業者として、同一の借入希望者に対して貸付債権を提携貸金業者から譲り受け、あるいは同一の譲渡希望者から貸付債権を譲り受けることができます。</p> <p>4. 本営業者が譲り受けた貸付債権に関する金銭消費貸借契約その他の関連契約において、本件借入人の返済遅延その他の債務不履行が生じた場合、本件借入人に対する督促、交渉及び回収は、その方法、内容（サービサーへの売却、訴訟提起、分割弁済合意、一部債務免除を含みます。）その他一切の事項につき、本営業者の裁量によって行うことができます。</p> <p>5～10. （省 略）</p> <p>11. 本営業者は、出資金を本営業者の固有財産及びその他本営業者の行う他の事業に係る財産と分別して管理するため、金融商品取引法第40条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第125条に定める基準を満たすものとします。</p> <p>第10条 （投資リスク）</p> <p>1・2. （省 略）</p>	<p>ョンに合致する借入希望者への貸付又は貸付債権の譲受けを実現するため、異なる複数の匿名組合（対象匿名組合を含みますが、これに限定されません。）における営業者として、同一の借入希望者に対して貸付を行うこと又は貸付債権を提携貸金業者から譲り受け若しくは同一の譲渡希望者から貸付債権を譲り受けることができます。</p> <p>4. 本営業者が譲り受けた対象債権に関する金銭消費貸借契約その他の関連契約において、本件借入人の返済遅延その他の債務不履行が生じた場合、本件借入人に対する督促、交渉及び回収は、その方法、内容（サービサーへの売却、訴訟提起、分割弁済合意、一部債務免除を含みます。）その他一切の事項につき、本営業者の裁量によって行うことができます。</p> <p>5～10. （変更なし）</p> <p>11. 本営業者は、出資金を本営業者の固有財産及びその他本営業者の行う他の事業に係る財産と分別して管理するため、金融商品取引法第40条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第125条に定める基準として次に掲げるものを満たすものとします。</p> <p>(1) <u>当該事業者による当該金銭を充てて行われる事業の対象及び業務の方法が明らかにされるとともに、当該事業に係る財産がそれぞれ区分して経理され、かつ、それらの内容が投資者の保護を図る上で適切であること。</u></p> <p>(2) <u>当該金銭が、日本クラウド証券への預託（有価証券等管理業務として受けるものに限る。）又は銀行への預金若しくは貯金（当該金銭であることをその名義により明らかなものに限る。）により適切に管理されていること。</u></p> <p>第10条 （投資リスク）</p> <p>1・2. （変更なし）</p> <p>3. <u>本営業者は、本匿名組合員が本営業者に対する出資を目的として本口座に預託し出資されていない</u></p>

変更前	変更後
<p>3. (省 略)</p> <p>第13条 (利益及び損失)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 本事業に関する収益、費用及びその損益計算は、以下のとおりとします。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) 損益の計算</p> <p>本営業者は、各暦月、第(1)号及び第(2)号に規定された収益及び費用の各項目に基づき、本匿名組合に関連する各投資ポジション毎に個別に、本匿名組合利益（投資ポジション毎）及び本匿名組合損失（投資ポジション毎）を計算するものとします。</p> <p>3. (省 略)</p> <p>4. <u>各暦月における本匿名組合利益（投資ポジション毎）</u>については、本匿名組合員及び本匿名組合員以外の対象匿名組合員に、<u>関連する投資ポジション毎に、当該暦月における出資比率</u>に応じて分配します（これにより本匿名組合員に対して実際に分配される、投資ポジション毎の本匿名組合の利益の額を、以下「<u>分配利益額（投資ポジション毎）</u>」といいます。）。</p> <p>5. <u>各暦月における本匿名組合損失（投資ポジション毎）</u>については、<u>関連する投資ポジション毎に、本匿名組合員及び本匿名組合員以外の対象匿名組合の匿名組合員に、当該暦月における出資比率</u>（投資ポジション毎）に応じて分配します。但し、本匿名組合員に分配された損失の累計額が出資金の額を超過する場合には、本匿名組合員は出資金の額の範囲内でのみこれを負担します。</p> <p>6. ある<u>暦月</u>において本匿名組合損失（投資ポ一</p>	<p><u>資金及び本営業者から本匿名組合員の本口座に返還された出資金並びに分配された利益に係る資金について、明示、黙示を問わず何らの約束又は保証をするものではありません。</u></p> <p>4. (変更なし)</p> <p>第13条 (利益及び損失)</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>2. 本事業に関する収益、費用及びその損益計算は、以下のとおりとします。</p> <p>(1)～(2) (変更なし)</p> <p>(3) 損益の計算</p> <p>本営業者は、各暦月又は本営業者が定める一定期間（以下「<u>計算期間</u>」といいます。）ごとに、第(1)号及び第(2)号に規定された収益及び費用の各項目に基づき、本匿名組合に関連する各投資ポジション毎に個別に、本匿名組合利益（投資ポジション毎）及び本匿名組合損失（投資ポジション毎）を計算するものとします。</p> <p>3. (変更なし)</p> <p>4. 本匿名組合利益（投資ポジション毎）については、本匿名組合員及び本匿名組合員以外の対象匿名組合員に、<u>関連する投資ポジション毎に、各計算期間に係る出資比率（投資ポジション毎）</u>に応じて分配します（これにより本匿名組合員に対して実際に分配される、投資ポジション毎の本匿名組合の利益の額を、以下「<u>分配利益額（投資ポジション毎）</u>」といいます。）。</p> <p>5. 本匿名組合損失（投資ポジション毎）については、本匿名組合員及び本匿名組合員以外の対象匿名組合の匿名組合員に、<u>関連する投資ポジション毎に、当該計算期間に係る出資比率</u>（投資ポジション毎）に応じて分配します。但し、本匿名組合員に分配された損失の累計額が出資金の額を超過する場合には、本匿名組合員は出資金の額の範囲内でのみこれを負担します。</p> <p>6. ある<u>計算期間</u>において本匿名組合損失（投資ポ一</p>

変更前	変更後
<p>ン毎)が生じた後のいずれかの<u>暦月</u>における本匿名組合利益(投資ポジション毎)については、本匿名組合損失(投資ポジション毎)の累計額が存する場合において、前項に基づき本匿名組合員が負担しない本匿名組合損失(投資ポジション毎)の累計額がある場合は、当該本匿名組合損失(投資ポジション毎)の補填にまず充当し、なお本匿名組合利益(投資ポジション毎)の残額がある場合には、本項に従い本匿名組合員及び本匿名組合員以外の対象匿名組合の匿名組合員に分配された本匿名組合損失(投資ポジション毎)の補填に当該<u>暦月</u>における出資の割合に応じて充当し、本匿名組合利益(投資ポジション毎)の分配はかかる本匿名組合損失(投資ポジション毎)の累計額の補填に充当した後の残額を限度として、これを行います。</p> <p>7～9. (省 略)</p> <p>第14条 (分配金)</p> <p>1. 本営業者は、<u>毎暦月</u>、別途本営業者が定める方法により計算された分配金を、本財産より出資比率(投資ポジション毎)に応じて、本匿名組合員に対し、本口座に支払うものとします。<u>本匿名組合員は、本営業者が別途規定する手続に従い、分配金を受け取る代わりに、当該分配金を他の投資ポジションに対する出資金とすることができます。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>2・3.</u> (省 略)</p> <p>4. ある<u>暦月</u>について第1項に従って支払われる分配金の合計額が、当該<u>暦月</u>について本匿名組合員に分配される分配利益額(投資ポジション毎)及び当該<u>暦月</u>前において本匿名組合員に分配された分配利益額(投資ポジション毎)(但し、分配金の分配がなされていないものに限ります。)の合計額を超過する場合は、かかる超過分は、出資金の</p>	<p>ション毎)が生じた後のいずれかの<u>計算期間</u>における本匿名組合利益(投資ポジション毎)については、本匿名組合損失(投資ポジション毎)の累計額が存する場合において、前項に基づき本匿名組合員が負担しない本匿名組合損失(投資ポジション毎)の累計額がある場合は、当該本匿名組合損失(投資ポジション毎)の補填にまず充当し、なお本匿名組合利益(投資ポジション毎)の残額がある場合には、本項に従い本匿名組合員及び本匿名組合員以外の対象匿名組合の匿名組合員に分配された本匿名組合損失(投資ポジション毎)の補填に当該<u>計算期間</u>における出資の割合に応じて充当し、本匿名組合利益(投資ポジション毎)の分配はかかる本匿名組合損失(投資ポジション毎)の累計額の補填に充当した後の残額を限度として、これを行います。</p> <p>7～9. (変更なし)</p> <p>第14条 (分配金)</p> <p>1. 本営業者は、<u>毎計算期間の満了日までの収支に基づき、投資ポジション毎に設定された期日までに</u>、別途本営業者が定める方法により計算された分配金を、本財産より出資比率(投資ポジション毎)に応じて、本匿名組合員に対し、本口座に支払うものとします。</p> <p><u>2. 本匿名組合員は、本営業者が別途規定する手続に従い、分配金を本口座から受け取る代わりに、当該分配金を他の投資ポジションに対する出資金とすることができます。</u></p> <p><u>3・4.</u> (変更なし)</p> <p>5. ある<u>計算期間</u>について第1項に従って支払われる分配金の合計額が、当該<u>計算期間</u>について本匿名組合員に分配される分配利益額(投資ポジション毎)及び当該<u>計算期間</u>前において本匿名組合員に分配された分配利益額(投資ポジション毎)(但し、分配金の分配がなされていないものに限ります。)の合計額を超過する場合は、かかる超過分</p>



変更前	変更後
<p>返還として処理するものとします。</p> <p>第15条（出資金の返還）</p> <p>1. 本営業者は、第18条第2項に基づき、本契約に関連する投資ポジションの存続期間が終了した場合には、当該投資ポジションに関連する出資金の返還を行う<u>ほか</u>、その裁量により、適宜出資金の返還を行うことができるものとします。</p> <p>2・3. （省 略）</p> <p>第17条（本匿名組合員の質問・検査権）</p> <p>1. （省 略）</p> <p>2. 本匿名組合員は、前項の<u>ほか</u>、商法第539条の定めに従い、同条の定める範囲で、本営業者の事業年度の終了時において、本営業者の通常の営業時間内に、本営業者の業務及び財産状況について検査することができるものとします。</p> <p>第19条（契約の終了）</p> <p>1. 本契約は、以下のいずれかにあたる事由が生じた場合には、当然に終了するものとします。</p> <p>(1) 本事業の継続が不能になったと営業者が合理的に判断し、本匿名組合員にその旨を書面により通知をした場合</p> <p>(2)・(3) （省 略）</p> <p>2. 以下のいずれかにあたる場合には、営業者又は本匿名組合員は、本契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間内にこれを是正すべき旨の書面による催告をなしたにもかかわらず、かかる是正期間内に当該違反が是正されない場合。</p> <p>(2)～(8) （省 略）</p> <p>3・4. （省 略）</p> <p>第20条（責任財産限定特約等）</p> <p>1. 本匿名組合員の本営業者に対して有する一切の債権は、<u>本営業者が本事業に基づき取得し又は受け入れた財産、その他本事業に関して取得し又は受</u></p>	<p>は、出資金の返還として処理するものとします。</p> <p>第15条（出資金の返還）</p> <p>1. 本営業者は、第18条第2項に基づき、本契約に関連する投資ポジションの存続期間が終了した場合には、当該投資ポジションに関連する出資金の返還を行う<u>他</u>、その裁量により、適宜出資金の返還を行うことができるものとします。</p> <p>2・3. （変更なし）</p> <p>第17条（本匿名組合員の質問・検査権）</p> <p>1. （変更なし）</p> <p>2. 本匿名組合員は、前項の<u>他</u>、商法第539条の定めに従い、同条の定める範囲で、本営業者の事業年度の終了時において、本営業者の通常の営業時間内に、本営業者の業務及び財産状況について検査することができるものとします。</p> <p>第19条（契約の終了）</p> <p>1. 本契約は、以下のいずれかにあたる事由が生じた場合には、当然に終了するものとします。</p> <p>(1) 本事業の継続が不能になったと<u>本営業者</u>が合理的に判断し、本匿名組合員にその旨を書面等により通知をした場合</p> <p>(2)・(3) （変更なし）</p> <p>2. 以下のいずれかにあたる場合には、営業者又は本匿名組合員は、本契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間内にこれを是正すべき旨の書面等による催告をなしたにもかかわらず、かかる是正期間内に当該違反が是正されない場合。</p> <p>(2)～(8) （変更なし）</p> <p>3・4. （変更なし）</p> <p>第20条（責任財産限定特約等）</p> <p>1. 本匿名組合員の本営業者に対して有する一切の債権は、責任財産のみを引当てとし、本匿名組合員は、本営業者のその他の財産に対してその責任を</p>

変更前	変更後
<p>け入れた財産（以下「責任財産」といいます。）のみを引当てとし、本匿名組合員は、本営業者のその他の財産に対してその責任を追及しないものとします。</p> <p>2～4. (省 略)</p> <p>第21条 (譲渡)</p> <p>1. 本匿名組合員が、<u>本契約に基づく匿名組合員たる契約上の地位又は本契約に基づく権利及び義務</u>（以下「匿名組合権利等」といいます。）を第三者に譲渡することを希望する場合、その旨を本営業者所定の手続に従って申告するものとします。この場合、本営業者がこれを譲り受けることを希望する者を用意することができた場合に限り、本匿名組合員は、適用法令及び本営業者が承認する条件に従い、この匿名組合権利等を譲渡することができるものとします。</p> <p>2・3. (省 略)</p> <p>第23条 (届出及び通知)</p> <p>1. 本匿名組合員は、住所又は所在地、氏名又は名称及び届出印（本営業者が要請する本匿名組合員のみ）等を本営業者所定の<u>書類</u>により当社に届け出るものとします。</p> <p>2～4. (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第26条 (約款の変更)</p> <p>1・2. (省 略)</p>	<p>追及しないものとします。</p> <p>2～4. (変更なし)</p> <p>第21条 (譲渡)</p> <p>1. 本匿名組合員が、匿名組合権利等を第三者に譲渡することを希望する場合、その旨を本営業者所定の手続に従って申告するものとします。この場合、本営業者がこれを譲り受けることを希望する者を用意することができた場合に限り、本匿名組合員は、適用法令及び本営業者が承認する条件に従い、この匿名組合権利等を譲渡することができるものとします。</p> <p>2・3. (変更なし)</p> <p>第23条 (届出及び通知)</p> <p>1. 本匿名組合員は、住所又は所在地、氏名又は名称及び届出印（本営業者が要請する本匿名組合員のみ）等を本営業者所定の<u>方法</u>により当社に届け出るものとします。</p> <p>2～4. (変更なし)</p> <p>第26条 (分離独立性)</p> <p><u>本契約のいずれかの条項が違法または無効とされたとしても、他の条項についてその適法性又は有効性に何らの影響をも及ぼさないものとし、本匿名組合員はあらかじめこれに同意するものとします。</u></p> <p>第27条 (約款の変更)</p> <p>1・2. (変更なし)</p>

以上